

7
2024

けんぽ通信



2024年7月号

発行：全国健康保険協会新潟支部
編集：企画総務グループ

仕事中や通勤途中のケガは健康保険を使用できません

仕事中や通勤途中のケガは、労災保険の給付対象となるため、健康保険を使用することができません。
医療機関に受診の際は、必ず仕事中や通勤途中のケガであることを伝えて労災保険の手続きを進めてください。



パート・アルバイトの方が
仕事中にケガをしてしまった

労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいいます。したがって、**労働者であれば、アルバイトやパートタイマー等の雇用形態は関係ありません。**
パートやアルバイトの方でも労災保険の対象となります。



仕事中又は通勤途中だけど、
軽いケガ、自損事故で済んだので
健康保険を使いたい

ケガの程度、自損事故、相手のいる交通事故などの違いで健康保険の使用可否が変わることはありません。
「**仕事中又は通勤途中のケガ**」であれば、**健康保険を使用することはできません。**



仕事中に自損事故でケガをしたので、
加入している保険で
治療を受けたいけど…

仕事中の事故だと伝えず、医療機関に受診してしまうと健康保険が使用されてしまいます。
損害保険会社に相談される際には、**必ず「業務上又は通勤途中のケガ」である旨を伝えてください。**



労災保険にすると
勤務先に迷惑がかかってしまう…

ご本人様や事業所様が労災保険か健康保険のどちらを使用するか選択することはできません。
仕事中や通勤途中のケガの場合は、労災保険をご利用ください。

仕事中・通勤途中のケガについて〈協会けんぽよりお願い〉

1. 労災保険の該当については労働基準監督署へご相談ください

負傷した時の状況によっては、労災保険該当についての判断が難しい場合もあります。勤務先を管轄する労働基準監督署が労災保険に該当するかの判断を行いますので、ご相談いただきますようお願いいたします。

2. 医療機関で受診される際には最初から労災保険をご利用ください

仕事中や通勤途中での負傷時には、負傷原因を医療機関に正しく伝えて最初から労災保険扱いで診療していただくようお願いします。労災保険に該当しているにもかかわらず健康保険を使用すると、協会けんぽが負担した健康保険負担分(医療費の7～8割相当分)を返納していただきます。



**退職後は速やかに
保険証の返却を
お願いします！**

退職すると保険証の資格がなくなり、使用ができなくなります。資格のない保険証で医療機関を受診すると、医療費(協会けんぽ負担分＝総医療費の7割～8割)を返納していただくことになります。資格のない保険証の使用を防止するためにも従業員様が退職する際には、**確実な保険証の回収**をお願いいたします。



全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索

スマートフォンから！



〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階 TEL 025-242-0260(代表)

※この広報誌は協会けんぽにご加入の事業所様以外にも情報提供としてお送りしています。

あなたの事業所も「健康経営宣言」しませんか！

「健康経営」とは、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む企業の経営スタイルのことを指します。少子高齢化が進み、従業員の安定的な確保が課題となっている中、従業員が健康で長く働き続けることができる職場環境を作るとは、従業員の生産性向上につながり、社内外からの評価も得られることから、企業の発展が期待されます。



協会けんぽ新潟支部では、「健康経営」を行う企業に宣言いただき、協会けんぽと協働(コラボヘルス)することで健康経営を推進しています。

現在、新潟支部では1,660社を超える事業所が参加しています

(令和6年4月末現在)

■ にいがた健康経営宣言の取り組み項目

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 事業主の健康宣言 | ⑤ 職場の受動喫煙対策 |
| ② 健康づくり担当者の設置(健康保険委員) | ⑥ 健康づくりの実践(下記より1項目以上) |
| ③ 健康診断実施率100% | ☐ 身体活動・運動 ☐ 食生活・栄養 |
| ④ 特定保健指導実施率35%以上 | ☐ こころの健康づくり・休養 |
| | ☐ たばこ ☐ アルコール |
| | ☐ 歯・口腔内の健康づくり |
- ※③と④が数値に達していない場合は、その数値を目標にして取り組みましょう

■ にいがた健康経営宣言の進め方

- ① 「事業所カルテ送付依頼書」を協会けんぽへFAXまたは郵送してください。
- ② 協会けんぽから「事業所カルテ」と「エントリーシート」が郵送されます。
- ③ 「事業所カルテ」で職場の状況をチェック、職場の健康リスクを確認し、従業員のために何をすべきか考えましょう。
- ④ 「エントリーシート」を協会けんぽにFAXまたは郵送してください。
- ⑤ 協会けんぽから「健康経営宣言書」等の健康経営実践のためのサポートキットが郵送されます。
- ⑥ **健康経営を実践!**

依頼書は
コチラ



届いた「健康経営宣言書」等の事業所の取り組みを記入し、事務室内に掲示。また、HPに掲載するなどして社内外にアピールしましょう！

にいがた健康経営宣言
事業所対抗の

協会けんぽ新潟支部ウォークラリーを開催します

団体戦

健康管理アプリ「グッピーヘルスケア」を用いて、ウォークラリーを実施します。多くの企業同士で楽しみながら運動や健康づくりに取り組みませんか？ たくさんのご参加をお待ちしております！



開催期間 2024年9月2日(月)～15日(日)

申し込み締め切り 2024年8月5日(月)18:00まで

参加条件

- ・にいがた健康経営宣言を行っていること(申込締切までにエントリーした事業所も参加できます)
- ・チーム最少人数5名(被保険者に限りません)

※参加人数には上限(1,000人)がありますのでお早めにお申し込みください。

お申込みはこちらから

<https://x.gd/D8pdT>



協会けんぽ新潟支部はにいがたケンジュプロジェクトに参加しています！



にいがた
ケンジュ
プロジェクト